

令和3年12月1日

各小学校・中学校・義務教育学校 保護者の皆様へ

相模原市教育委員会  
教育長 鈴木 英之  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症における本市の感染状況を踏まえた対応について (お知らせ)

日頃より、本市教育行政にご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言が解除された後も、本市を含め、全国的に感染が抑制されていることから、国及び県からの通知に基づき、一部感染症対策を見直し、感染症対策に取り組みながら、教育活動を継続してまいりますのでお知らせいたします。

また、各ご家庭におきましても、次のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

### **1 感染状況を踏まえた欠席・出席停止等の見直しについて**

本市における感染状況等から、国の基準に則り、次のとおり変更いたします。

- (1) 同居のご家族等に風邪症状がみられても、お子様本人に風邪症状がない場合は、登校して差し支えありません。ただし、同居のご家族等がPCR検査等を受検し、結果が判明するまでの間は、お子様本人に風邪症状がない場合でも感染予防のため登校することはできません。

### **2 学校での対応について**

- (1) 基本的な感染症対策を講じながら、持続可能な教育活動を進めてまいります。
- (2) 中学校の部活動については、週4日以内(平日3日、休日1日)といたします。

### **3 家庭での生活について**

これまでと同様に、引き続き感染リスクの低減を図る対応をお願いいたします。

- (1) 次の場合は、感染予防のため登校することはできませんので、お子様については、自宅で休養及び健康観察を行ってください(「欠席」ではなく「出席停止等」となります)。
  - ア お子様が発熱者または濃厚接触者となった場合
  - イ お子様本人に発熱や風邪症状が見られる場合(喘息、花粉症等のアレルギーやワクチン接種に伴う副反応、医療機関を受診し新型コロナウイルス感染症ではないと診断されている場合など、原因が明確な場合は除く。)
  - ウ 同居のご家族が濃厚接触者となり、お子様に少しでも体調不良の症状が見られる場合
  - エ お子様や同居のご家族がPCR検査等を受検し、結果が判明するまでの間(職場等での定期的なPCR受検や、入院等の事前PCR検査等は除く。)
  - オ お子様と同居するご家族等が発熱者となった場合や、学校・家庭外で陽性者と接触があった場合で、保健所の疫学調査により濃厚接触者でないと判断されるまでの間

(2) 各学校では、陽性者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導してまいります。ご家庭におきましても、お子様にご指導いただきますようお願いいたします。また、ワクチン接種につきましても、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない方、接種を望まない方もいることから、同様に、差別を行わないようご指導ください。

#### **4 週休日に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した際の連絡方法**

休日や祝日など学校が休みの日に、お子様の陽性が判明した場合は、相模原市役所守衛室（電話：042-754-1111）に連絡し、「新型コロナウイルス感染症の関係で、学校の校長又は副校長に連絡を取りたい。」と伝えていただき、電話番号等をお知らせください。守衛室を通じて学校に連絡が入り、折り返し学校から保護者の方にご連絡いたします。

以 上

担当

○新型コロナウイルス感染症、保健管理に関すること  
学校保健課  
電話（直通） 0 4 2 - 7 0 7 - 7 1 9 9

○教育課程等に関すること  
学校教育課  
電話（直通） 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 8 4